リスク・アセット									
4	リスク・アセットの額								
自己資本比率									
5	連結普通株式等Tier１比率								
6	連結Tier１比率								
7	連結総自己資本比率								
資本バッファー									
8	資本保全バッファー比率								
9	カウンター・シクリカル・バッファー比率								
10	Ｇ－ＳＩＢ／Ｄ－ＳＩＢバッファー比率								
11	最低連結資本バッファー比率								
12	連結資本バッファー比率								
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率									
13	総エクスポージャーの額								
14	連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率								

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び特殊自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）10の「Ｇ－ＳＩＢ／Ｄ－ＳＩＢバッファー比率」の項には、自己資本比率告示第二条の二第五項各号又は特殊自己資本比率告示第二条の二第五項各号に定める比率を記載すること。

b　「資本バッファー」の項番８から項番12までの項は、銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は規制外国法人の連結子法人等にあっては、記載することを要しない。

c　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。（bに該当する場合には、当該項は削除することができる。）

d　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

e　この面に記載する比率は、小数点第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第二条　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成二十七年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　［略］ 二　日次平均の値　別紙様式第一号から第五号までに記載する項目について、四半期の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。 （銀行における四半期の開示事項） **第六条**　［略］ ２　前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第四号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第五号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。 （銀行持株会社における四半期の開示事項） **第九条**　規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項（海外営業拠点を有する銀行を子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第八項に規定する子会社をいう。）とする銀行持株会社及びその子会社等（同法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）に係るものに限る。）は、連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項とし、その日次平均の値について、別紙様式第三号及び別紙様式第五号により作成するものとする。 **（別紙様式第四号）** ［別紙２－１］ **（別紙様式第五号）** ［別紙２－２］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（定義） **第一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　日次平均の値　別紙様式第一号から第三号までに記載する項目について、四半期の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。 （銀行における四半期の開示事項） **第六条**　［同上］ ２　前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。 （銀行持株会社における四半期の開示事項） **第九条**　規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項（海外営業拠点を有する銀行を子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第八項に規定する子会社をいう。）とする銀行持株会社及びその子会社等（同法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）に係るものに限る。）は、連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項とし、その日次平均の値について、別紙様式第三号により作成するものとする。 ［別紙様式を加える。］ ［別紙様式を加える。］